

仕 様 書

1 件名

東京都チャレンジショップ創の実 自由が丘及び吉祥寺リーフレットの印刷及びポスティングの業務委託

2 履行場所

公社が指定する場所

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和元年8月23日まで

4 業務委託の目的

東京都チャレンジショップ創の実 自由が丘及び吉祥寺（以下、「創の実 自由が丘」「創の実 吉祥寺」とする。）の店舗PR及びワークショップ開催PRを、主に近隣の住民に対して行う。本件におけるリーフレットを作成・印刷し、ポスティングを行う。

5 委託内容

(1) 印刷

【ポスティングあり】

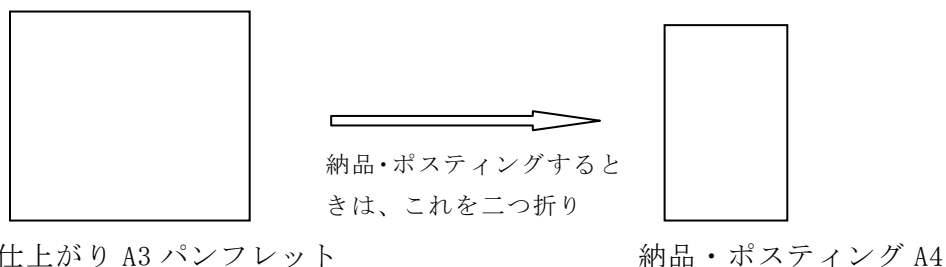
サイズ	仕上がり A3 折りパンフレット（縦 297mm×横 420mm）
製本	二つ折り加工 ※A3 パンフレット（縦 297mm×横 420mm）二つ折りし、A4 サイズにしてポスティングすること
ページ数	自由が丘 4 ページ 吉祥寺 4 ページ(自由が丘、吉祥寺で別デザインの為)
カラー	両面フルカラー
紙質	上質紙 90kg
部数	自由が丘 5 万部 吉祥寺 5 万部 合計 10 万部
データ	デザインデータは公社が提供する
色校正	自由が丘 1 回 吉祥寺 1 回 合計 2 回
ポスティング日	創の実自由が丘 令和元年8月19日から8月22日まで 創の実吉祥寺 令和元年7月22日から7月25日まで
その他	上記以外は公社と協議の上決定すること

【ポスティングなし】

サイズ	仕上がり A3 折りパンフレット（縦 297mm×横 420mm）
製本	二つ折り加工、 ※A3 パンフレット（縦 297mm×横 420mm）二つ折りし、A4 サイズにして各所に納品すること
ページ数	自由が丘 4 ページ 吉祥寺 4 ページ(自由が丘、吉祥寺で別デザインの為)
カラー	両面フルカラー
紙質	上質紙 90kg
部数	自由が丘 1,000 部 吉祥寺 1,000 部 合計 2,000 部
データ	デザインデータは公社が提供する
色校正	自由が丘 1 回 吉祥寺 1 回 合計 2 回

納品場所	下記のとおり、900部ずつを創の実 自由が丘と創の実 吉祥寺へ、残り200部を公社へ納品すること	
自由が丘デザイン 900部	〒152-0035 東京都目黒区自由が丘 2-17-6 ザフロント 1階 東京都チャレンジショップ創の実 自由が丘	
吉祥寺デザイン 900部	〒180-0003 東京都武蔵野市吉祥寺南町 1-17-7 吉祥寺 YKビル 1階 東京都チャレンジショップ創の実 吉祥寺	
自由が丘デザイン 100部 吉祥寺デザイン 100部	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階 (公財) 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 地域産業振興係	

【イメージ図】



(2) ポスティング

対象	創の実 自由が丘及び創の実 吉祥寺リーフレット
予定数量	10万部
サイズ	A4 二つ折り加工 ※A3 パンフレット (縦 297mm×横 420mm) 二つ折りし、A4 サイズにして各所に納品すること
製本	二つ折り加工
重さ	それぞれ約 20 グラム
ページ数	自由が丘 4 ページ 吉祥寺 4 ページ (自由が丘、吉祥寺で別デザインの為)
配布エリア	別紙参照
配布期間	創の実自由が丘 令和元年 8 月 19 日から 8 月 22 日まで 創の実吉祥寺 令和元年 7 月 22 日から 7 月 25 日まで
配布対象	自由が丘近隣 5 万世帯及び吉祥寺近隣 5 万世帯で、居住実態が確認できるすべての住家及び事業所。ただし、配布を希望しない住家及び事業所を除く。受託者は、配布対象住家及び事業所を常に把握し、委託者の求めにより提示できるよう管理すること。
配布準備	受託者は、業務の適正かつ円滑な遂行のため、配布対象住家及び事業所等の事前調査、配布員への教育、研修等を実施しておくこと。
配布員	各住家及び事業所に配布を行う配布員は、配布作業中は交通ルール等を遵守し、配布先の地域住民や事業所で働く人に迷惑をかけることとする。
配布後の報告	受託者は、配布終了後、委託料の請求とともに、別紙「委託完了届」を提出すること。

6 知的財産権、使用権等について

本業務委託に伴い発生した一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。

7 印刷インキ類

オフセット印刷である場合、次の基準を満たすこと。

(1) ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

① ノンVOCインキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型UVインキ

② 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを容易に確認できること。

(2) インキの化学安全性が確認されていること。

(3) ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

8 支払い

(1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに委託完了届を公社へ提出し、履行状況の確認を受けること。

(2) 委託者は、受託者の履行状況を確認の上、受託者からの適法な請求書及び支払金口座振替依頼書をもとに、受託者に対し、一括して委託料を支払う。

9 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約に記載の事項に従って処理すること。

11 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙に定めるところによる。

12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

(3) 環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

13 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。
なお、公表の趣旨に賛同できない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨申し出ることができる。

14 その他

(1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

15 連絡先

(公財)東京都中小企業振興公社

事業戦略部 経営戦略課 地域産業振興係 山中・土屋

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階

電話 03-5822-7237 FAX03-5822-7235